

京都市告示第 17 号

道路法第 8 条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 18 年 4 月 5 日

京都市長 榊 本 頼 兼

整理 番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
1	久世131号線	南区久世殿城町207番地の7地先 同町207番地の4地先		
2	久世133号線	南区久世殿城町50番地の12地先 同町50番地の21地先		
3	嵯峨経257号線	右京区嵯峨大覚寺門前六道町28番地の23地先 同町28番地の22地先		
4	嵯峨緯314号線	右京区嵯峨大覚寺門前六道町35番地の17地先 同町37番地の1地先		
5	嵯峨緯315号線	右京区嵯峨大覚寺門前六道町28番地の3地先 同町28番地の13地先		
6	嵯峨緯316号線	右京区嵯峨大覚寺門前六道町37番地の10地先 同町39番地地先		
7	大枝経132号線	西京区大枝塚原町5番地の269地先 同町5番地の311地先		
8	大枝緯141号線	西京区大枝塚原町5番地の203地先 同町5番地の132地先		
9	醍醐緯211号線	伏見区醍醐上端山町32番地の6地先 同町41番地の12地先		
10	醍醐緯212号線	伏見区醍醐上端山町39番地の2地先 同町39番地の11地先		

(建設局道路部道路明示課)